

## 令和6年度第2回府中市いじめ問題対策委員会 議事録

■日 時 令和7年1月24日（金）午前9時30分から

■会 場 府中市役所おもや4階A401会議室

■出席者 （委員）

有村委員、石川委員、片倉委員、鈴木委員

（事務局）

酒井教育長、矢ヶ崎教育部長、隅田教育部副参事兼指導室長

濱田教育指導担当主幹、佐藤統括指導主事、石渡指導室長補佐、

中尾指導主事、林指導主事、弘井指導主事、伊藤指導係長

■傍聴者 0人

■議 事 1 委員長あいさつ

2 報告

府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況について

3 協議

(1) いじめ重大事態の防止に向けた取組の充実について

(2) 加害児童・生徒に対する指導及び支援について

4 その他

### 【配布資料】

資料1 府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況について

### 【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度第2回・通算第4回 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいなか本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員5名全員に出席いただいております、委員1名はオンラインで参加いただいております。過半数の出席がございますので、会議は有効に成立しております。

### 【委員長】

改めまして、皆様よろしくお願いたします。

本日は、いじめ問題対策委員会の令和6年度の2回目となりますが、前回同様、皆様か

ら様々なご意見をいただければ幸いです。

また、本日は傍聴希望の方がいると聞いています。

本委員会では、内容に応じて会議の公開や、傍聴を認めることとしていますが、本日の会議で取り扱う内容で、取扱いに注意が必要なものや個人情報を含んでいるかどうか、確認をさせていただきます。

#### 【事務局】

本日の会議の資料及び議論いただく内容で、公開に適さない情報や個人情報はないことをご報告いたします。

#### 【委員長】

それでは、事務局からの報告を踏まえ、会議は公開とし、本日は傍聴者の方がまだいらっしゃってはいないようですが、いらしたら傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、早速本題に入りたいと思いますが、2の報告の「府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況」について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは資料1に基づきまして、市立小中学校におけるいじめの現状と取り組み状況等についてご説明いたします。

資料につきましてはそれぞれスライド番号を振っていますので、この番号でご説明いたします。

スライド2は説明の流れとなっております。

スライド3、1 いじめの状況について、まずいじめの認知件数について、令和5年度は小学校が627件で、令和4年度から165人の増となっております。

スライド4、1校当たりのいじめの認知件数の推移について、令和5年度は小学校は1校当たり28.5件で、令和4年度から7.5件の減となっています。

国と比較すると、国とほぼ同様、都より低い状況となっております。令和4年度に引き続き、教員が軽微ないじめを見逃さないよう努めるとともに、認知した事例については、その全てについて、組織的にいじめの解消に向けた対応を徹底しています。

スライド5、令和5年度中学校の事務の認知件数は76件で、令和4年度から39件の増となっています。

スライド6、令和5年度の中学校の1校当たりのいじめの認知件数は6.9件で、令和4年度から3.6件の増となっております。国や都より低くなっております。国や都と同様にいじめの認知件数は、学年が上がるにつれて減少傾向にあり、いじめの認知が難しくなっ

ております。

府中市教育委員会は記述式アンケートの実施だけではなく、タブレット端末等を活用した心の健康観察の実施など、積極的な認知に向けた取り組みを推進しており、そうした取り組みの効果が令和5年度に繋がっていると考えております。

スライド7、学年別いじめの認知件数について、国や都と同様に、小学校低学年ではいじめの認知件数が増加する傾向にあります。小学校低学年の児童は、感情のコントロールや他者とのコミュニケーション力、社会性等が未発達なことから、いじめの行動が発生しやすくなると考えております。また低学齢期に衝動的に行った言動がいじめの行動に繋がることもあり、いじめの認知件数の増加に繋がっていると考えております。

スライド8、解消しているものの割合について、令和5年度は小学校で84.8%で、昨年度から4.6ポイントの減、中学校は75.0%で、昨年度から4.7ポイントの増となっております。いじめの解消の判断は、いじめに関わる行為が止んでいる状態が3ヶ月継続していること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことに基づき行われます。本調査では、1月から3月に認知したいじめは、いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月継続していることに基づき、安易に解消と判断しないため、このような数値となっています。

スライド9、いじめの発見のきっかけについて、小学校中学校ともにアンケート調査等によるものが一番多い結果となっています。小学校は次いで学級担任に実績が多く、府中市いじめ防止対策推進条例の施行等により、いじめ防止の意識が高まり、教員による認知が進んだと考えられます。中学校では、担任以外の教員による発見が多いのは、教科担任制や部活動顧問など学級担任以外との関わりが多いことによるものであると考えています。

スライド10、いじめられた児童生徒の相談状況ですが、小学校中学校ともに学級担任に相談が多く、次いで、保護者や家族等に相談が多い状況です。中学校では学級担任に相談している割合が都と比較して12.4ポイント高くなっています。日頃から学級担任がコミュニケーションを図り、生徒からの信頼を得ることができている成果であると考えています。また、誰にも相談していない、は小学校中学校ともに0%となっております。

スライド11、いじめの対応について、小学校中学校ともに、冷やかしやからかい、悪口や脅しも嫌なことを言われるの項目が一番多く、小学校で62.4%、中学校では77.6%となっています。他者の気持ちを尊重する教育の充実が課題であると考えています。また、中学校ではパソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるの項目が9.2%となり、昨年度の0%から増加しています。SNS 府中ルールや東京都教育委員会が作成しているGIGAワークブックの活用、セーフティ教室による注意喚起等により、情報モラル教育をより一層推進し、いじめの未然防止の徹底を図っていく必要があると考えております。

スライド12、いじめ問題対策委員会の成果について説明いたします。これまで府中市

教育委員会いじめ問題対策委員会において、府中市立小中学校のいじめの未然防止等のための対策の推進について協議いただき、様々な意見や提案をしていただきました。

アのいじめの認知件数については、法に基づいた正しい認知の推進や、積極的に児童生徒の状況把握を行うためのタブレット端末の活用と工夫についてご意見をいただき、積極的ないじめの認知に向けた取り組みを推進したことが、令和5年度中学校のいじめの認知件数の増加につながったと考えています。

イのいじめの発見のきっかけについて、児童生徒のSOSの出し方とSOSをキャッチできる教職員等の資質向上や組織的な体制の構築等についていただいたご意見をもとに、教員の鋭敏な感覚による認知を推進したことにより、小学校は学級担任による発見が昨年度から25.9ポイントの増、中学校では学級担任や学級担任以外の教員等による発見が昨年度から9ポイント増という結果に繋がったと捉えております。

いじめられた児童生徒の相談状況についても、相談機関の周知、相談しやすい環境作り、悩みを一人で抱え込まない態度の育成により、小学校中学校ともに、誰にも相談していないが0%になったと捉えております。引き続き学級担任や学級担任以外の教職員の果たす役割が大きいことや、学校以外の相談機関等を周知していくことを学校に指導助言してまいります。

スライド13、いじめ防止等に向けた取り組みについて説明いたします。

(1) 小中学校の取組、アの府中市いじめ防止対策推進条例に基づく子どもたちへの指導については、条例に基づき、いじめ防止等の指導を徹底しています。府中第二小学校では、子供が安心して生活できる学校作り検証事業により配置している、いじめ対応サポーターが、第5学年児童を対象にいじめに関する事業を実施しました。

いじめ対応サポーターの講話からいじめのない学級学年にしていくために、自分の良さをどのように発揮していきたいのかについて考えました。このように、いじめは絶対に許されない行為であること、例え相手の子供の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを十分理解させるとともに、同じ言葉や行為に対して、楽しいと感じる人もいればつらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、子供同士が、加害者被害者、傍観者など、様々な立場から話し合い、考える授業を全ての学級で年間3回以上実施しています。

スライド14、イ保護者・地域と連携した対応に向けて、各学校において学校いじめ防止基本方針について研修等を通じて、教員一人一人の理解の促進を図った上で、学校いじめ防止基本方針の趣旨を、保護者会等で説明するなど見守り体制の協力を依頼しています。また、児童青少年課が所管する学童クラブや放課後子供教室やけやきっずとも積極的に情報共有するなど連携し、いじめの未然防止、早期解決に努めています。さらに、学校いじめ防止基本方針を年度ごとに更新していく際に、スクールコミュニティ協議会や学校運営協議会等で意見聴取を行い、反映している学校もあります。

スライド 15、ウ学校生活アンケート等の実施について、各学校では、児童生徒向けにアンケート調査を行うとしていますが、令和 6 年度は全ての市立小中学校でタブレット端末を活用したアンケート調査、こころの健康観察を実施しています。この調査は、児童生徒が今の気持ちや相談したいことの要望の有無等について、タブレット端末を通して回答するものです。タブレット端末等を活用して児童生徒の SOS を発見し、積極的に対応する取り組みを推進し、日頃のいじめ早期発見早期対応の取り組みに生かしています。

スライド 16、タブレット端末等を活用した心の健康観察に期待される効果として、1、タブレット端末を活用することで生徒の心の健康状態を、学級担任だけではなく、管理職や生活指導主任、学年の教員等と共有することができる。2、タブレット端末を活用することで生徒が自分の不安や悩み等を表出しやすくなる、3、児童生徒が担任だけではなく、様々な教員や関係機関に援助要請することが容易になる、4、長期休業期間等、教員が直接対応することができない場合にも、時間と空間を越えて実施することができる、と考えています。

スライド 17、市立中学校の心の健康観察の実施状況について、心の状態が雨だった場合には、学級担任等が児童生徒の様子を見て声掛けを行うなどして、児童生徒の状況を把握し、必要に応じてスクールカウンセラー等の相談に繋げたり、他の児童生徒が関与している場合は指導を行ったりします。雷だった場合には、早期対応を児童生徒として、面談、スクールカウンセラーとの接続、保護者との連携など、積極的な支援を実施しています。

続きまして、スライド 18(2)市教育委員会の取り組みについて説明します。いじめ e ラーニングを全教員に実施し、いじめの定義や学校いじめ対策委員会によるいじめの認知の流れ等について、いじめ問題等に関わる教職員の理解度を確認し、いじめ問題への対応力向上を図ることを目的として、市立小中学校の全教員に実施しました。いじめの認知や学校いじめ対策委員会、重大事態への対処等に関する 12 問の設問を回答し、誤答の場合には解説が表示されるようになっています。全教員の正答率は 96% となり、継続して実施していくことで、100% になるよう、いじめ問題等に関わる教職員の理解度の向上を図っていきます。

スライド 19、イ府中市教育委員会いじめ問題対策委員会で協議された内容を踏まえた取り組みの充実を図るため、リーフレット等の資料作成、周知するとともに、教職員に対しては、協議された内容を踏まえ、課題改善に向けた取り組みの充実を図ることができるよう指導助言をしています。

スライド 20、ウ府中市いじめ防止対策推進条例に基づき、各学校におけるいじめ防止等の取り組みが確実に行われるよう支援することについては、学校から市教育委員会にいじめ対応等について報告があった際には、連携して対応を随時進めているところです。

エ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談、児童相談所、民生

児童委員、保護司、警察等との関係諸機関と連携した対応については、生活指導主任会にこうした方々が毎回ではありませんがご参加いただき、円滑な連携に向けて情報交換等を行っているところです。オ、小学校第5学年および中学校第1学年の児童生徒へのスクールカウンセラー全員面接の実施については、年度当初から実施しますが、実施にあたっては、事前のアンケートを行い、児童生徒の状況を把握した上で、対応が必要な児童生徒は早い時期に設定するなどして、順次面接を実施しています。

スライド21、スクールロイヤー制度の活用による未然防止と早期解決については、令和5年度から導入したスクールロイヤーを活用し、いじめ対応に関する法務相談等を実施しています。

カ、生活指導主任会における効果的ないじめ防止等に向けた研修、検討および協議については、本市は年9回、生活指導主任会を実施し、そのうち3回を主にいじめ不登校対応について協議する回として設定しています。

令和6年度は、いじめの積極的な認知に向けた事例検討の推進や各学校における学校いじめ防止基本方針の理解、周知に向けた校内研修の実施時期や方法、保護者への周知方法等について協議しました。

キ、校内研修および若手育成研修等における研修の実施については、学校の要請に応じて指導主事が随時研修を実施するとともに、いじめ防止等の取り組みを年間研修計画に位置づけ、実施しています。

スライド22、今後の対応につきましては、これまでのいじめ防止等に係る取り組みについて、リーフレットの作成、配布や研修会の実施、関係諸機関と連携した対応等について行ってまいりました。今後の取り組みについて、アの魅力ある学校作りの推進、きずなづくりでは、府中市教育委員会では、市立学校が創意工夫を凝らして教育活動を進めながらも、共通のビジョンに向かって教育活動を推進していくことができるようにするために、教育課程編成におけるグランドデザインを示し、いじめ未然防止の視点からも、特別活動の視点を大切にした指導を充実させてまいります。

スライド23、イの魅力ある学校作りの推進、居場所づくりにおいて、いじめの認知件数の多い小学校第1学年から第3学年までにエデュケーションアシスタントを配置し、学習指導や生活指導の支援の充実を図ります。

また、子供の発達や学校生活などに不安を抱える子供とその保護者に対し、ライフステージが変化しても途切れない支援をコンセプトに、教育と福祉の連携により具体的な切れ目のない支援を行うこども発達支援センターはばたきとの連携を強化し、保健師と指導主事による学校訪問の実施や相談体制の充実など、児童生徒が安心して過ごせる学校学年学級作りを支援します。

スライド24、ウのいじめ重大事態やいじめ重大事態の疑いのある事案発生時の組織的な対応の徹底について、平時から教育委員会と学校の連携を図ることや、いじめ重大事態

が発生時には円滑かつ適切な重大事態調査の実施およびいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応について、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、チェックリストや、府中市における重大事態に係る調査フロー等を活用し、徹底を図ってまいります。

スライド 25、エ加害児童生徒に対する指導および支援について、いじめが発生した際には、被害の児童生徒の安全確保や不安の解消を図ることはもちろんですが、加害の児童生徒に対する指導および支援を行い、再発防止をすることが重要であると考えています。学校いじめ対策委員会が長期的な対応方針を定め、教職員の単発的な対応に留まらない組織的継続的な指導および支援を実施することや、家庭との連携を図ること、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、関係機関と連携した支援の充実を図ってまいります。

スライド 26、才豊かな情操と道徳心の育成については、引き続き子供たちが互いの人格を尊重し、思いやりの心を持って関われるような全教育活動を通じた教育を目指してまいります。カの子供と教職員の信頼関係の構築については、子供たちが躊躇なく教職員や大人に相談できるような環境作りに努めてまいります。

スライド 27、キの教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知については、日常的な対応観察から、子供の些細な変容を見逃さず、迅速な支援に繋がれるよう、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応を実施するとともに、心や体調の変化を早期発見早期対応するため、心の健康観察の効果的な実践事例を市内全校で共有し、より一層効果的な実施を図ってまいります。

私からの説明は以上になります。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございました。非常に中身のあるご報告をいただきました。  
ご意見ご質問がありましたら、よろしくお願いします。

#### 【委員】

今ご報告をいただいて、いろいろ充実していると感心して聞きました。

3つほど質問させてください。e ラーニングをされているとのことだったんですが、これは府中市様独自のものなのか、何か東京都の共通のものを使っておられるか、あとはタブレットなどで雷とかのときは担任だけじゃなくてスクールカウンセラーなどに繋がると話がございましたけれども、スクールカウンセラーは府中市では週 1 回ではなく例えば市独自にプラス 1 日とかで何か配備されているのか、何か対応されていることはありますか。

それから教員への研修は充実されていると感じましたが、保護者向けの日常的な取り組みがあるのか、この 3 点をお聞きしたいです。

## 【事務局】

まずeラーニングにつきましては、府中市独自で作成したものではなく、東京都が作成したもの、必要に応じて活用していただきたいという形で都から通知されたものです。

府中市においてはそれをいわゆる任意で行うものではなく、全職員に実施することの徹底を図っております。続いて心の健康観察については、健康観察の項目の中に自分の心の状態を聞くだけではなく、誰に相談したいのかということも選べるように選択できるようになっております。

そこで学級担任であったり、管理職であったり養護教諭であったりといったように子供たちが回答している場合には、そういった先生方で最初に対応しております。

スクールカウンセラーは週1回配置しておりますので、心の健康観察をなるべくスクールカウンセラー勤務日に合わせて実施しているなど、スクールカウンセラーとの接続をスムーズに行えるように配慮しております。

保護者への対応につきましては、年度当初に教員や学校管理職の方から学校のいじめ対策について丁寧に説明をしております。

また日頃の授業等公開等の中でもそういったいじめに関する事業を取り扱うことがあったりとか、こちらで作成したリーフレットの配布に際して保護者に周知を図るとか、そういった活動、取り組みを推進しております。

## 【委員】

今のお話の続きで、まず、スクールカウンセラーの件について、いじめを把握してすぐ対応できるだけの余力がスクールカウンセラーにあるのかどうか。子ども家庭支援センターが、スクールカウンセラーの利用を考えたときに、手いっぱい難しいとか、そういう返事が来ることもあって、本当に週1回でスクールカウンセラーがいじめのことにに関して有効に機能しているのかを、確認していただいて、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの配置がどれくらいが適正か考えていただきたい。

突然増やせとかいうことではないんですけれども、スクールカウンセラーが十分に機能する、ソーシャルワーカーが十分に機能する配置なのかどうかというのを、いずれご検討いただけるとありがたいと思っております。

また、いじめの状況で解消している数があるが、再発はないのかどうか。並べて言うわけではないんですけれど、虐待もおさまったと思っても必ず再発するという中で、そういった視点をどう入れていくのか。

また、SNS 府中ルールという SNS に関するどんなルールがあるのかを教えていただきたい。さらにもう一点、心の健康観察という言葉で、児童生徒に伝えている、この観察っていう意味をどう伝えているのか教えていただきたい。



## 【事務局】

スクールカウンセラーの常勤につきましては、我々としてはそこまで議論が進んでいないのですが、ただ一方でスクールソーシャルワーカーのキーワードをいただきましたが、今現状の府中市には4名のスクールソーシャルワーカーが在籍して、11校ある中学校に対して少ない状況です。

予算についてはまとめるとそのような状況で、まずスクールソーシャルワーカーの体制をしっかり整えていくということが今できることですので、そちらを進めていきます。また、スクールカウンセラーの市費採用の部分につきましては常に意識はしておりますが、現状そちらの方まで手を広げるだけの議論は至っていない状況です。

また、いじめが再発することもあると把握しています。加害者・被害者が入れ替わっていくという事例もあります。その都度丁寧に対応することや、先ほど今後の取り組みとして挙げたように、再発防止を図るために、被害者に寄り添いながら、加害者への指導支援を充実させていくかというところに課題意識を持って取り組んでいます。

心の健康観察につきましては、各学校によって呼び方を変えております。発達段階に応じた名称や、子供たちが捉えやすいような名称がありますので、天気予報として実施している学校もあれば、心チェックと呼ぶ学校もあり、学校独自で呼び方を設定できるようにしております。

また、実施頻度については、月に1回程度、多いところで2週に1回程度、週の初めの月曜日であったりとかそういった機会を捉えて実施をしておりますので、そのときの説明の仕方については、子供たちの悩みや心配なこと、いじめに関わらず不登校であったりとか、雷の子に学校から聞くと、例えば家庭の悩みであったりとか中学校になると友達関係だけでなく男女関係の悩みであったり、いろいろな悩みがあるというふうに聞いておりますので、気軽に自分の悩みを相談できるという形で説明、機能しているというふうに話を聞いています。

心理士のお話で言いますと、やはり週1日で時間が限られていますので、予約をして、それで一杯になるというような状況も把握をしております。

ですが、緊急、急を要する場合は、はばたきに心理士がおりますので、そういった心理士を派遣するなどして、対応できるように進めております。

次に、SNS 府中ルールについてですが、まず、6点ほど設定をさせていただいています。1点目が、一日の合計時間を決めましょう、場所を決めましょう。2点目が、全ての人の画像や動画、個人情報を書けないようにしましょう。それから3点目は、フィルタリングをかけて使いましょう。4点目が、SNSを通じて知らない人と会うことはやめましょう。5点目は、誰も傷つかない内容でやり取りをしましょう。6点目が、互いの学習や健康のためのルールを作ろうということで、この6点を設定しております。小・中学校それぞれでルールを設定しています。これに基づき、おうちの方で具体的な時間等を決めて

くださいとお願いしております。

なお SNS 府中ルールについては、子供たちにアンケートを実施して実態を把握した上で PTA 連合会と協力をして作成したものになります。ホームページの方に実際のものが掲載されておりますので、詳細はそちらをご覧くださいと思います。

### 【委員】

私も 3 点ほどございます。

まず 3 ページ、いじめ認知件数の推移、平成 29 年、令和 3 年が突出して多い。平成 28 年から 25 年の 1 年間で 10 倍増加、令和 2 年から 3 年で 4 倍増加ということで、いじめの件数がいきなり増えたわけではないと思うので、おそらく抽出方法が変わったんだと思うんですけども、それにしても極端にちょっと数が違うので、どういう集計方法の変化があったのか。

2 点目、SNS 府中ルールについて、人権教室なんかでよくスマホによるネットいじめは駄目だよと、というのを市立中学校でやっていますが、一昨年はゼロで、去年になるといきなり急に増えていて、抽出方法なのか、何が変わったのか、原因がわかれば教えていただきたい。

3 点目は、20 ページ、スクールカウンセラーの方が全員面接を実施されておられるということも非常に良いことだというふうに考えていますが、なぜ小学校 5 年生と中学 1 年生なのかと。いじめの認知件数を見ても小学校 5 年が特に突出して多いわけじゃないので、理由を教えていただきたい。

### 【事務局】

まず、いじめの認知件数の増加については、平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行され、施行 3 年後の見直し規定を踏まえた対応として、国は平成 29 年 3 月にいじめ基本方針を改定しております。本市ではそれに先駆け、平成 28 年 3 月に市の基本方針を改定しています。市の改定および翌年の国の改正を踏まえ、いじめはいわゆる社会通念上のいじめの認知にとどまらず意図せず相手を傷つけた場合もいじめとして認知することなど、いじめの経緯の解釈を明確にして、いじめを認知することを徹底し、国も東京都もそういった経緯もありまして 29 年度に上昇傾向にあります。本市においては、法の趣旨を理解した結果、大幅に増加したものとなります。

次に、ネットいじめの現状については、パーセンテージ的には大きく増加したようになりますが、件数的には 7 件、LINE 等の SNS を通じたものになっておりまして、セーフティ教室等でも子供たちに呼び掛けて未然防止を図っておりますし、教職員も、SNS 上やタブレット端末を使ったいじめの防止に努めつつ、そうした事案があれば即時対応していくというところで、その件数になっていると認識しております。

最後に、スクールカウンセラーの面接の件は、都の事業を受ける形で実施しています。中学1年生については、いじめに限らず、新入学段階でのさまざまな不安等を聞き取るために実施しているものと考えられます。それから小学5年生については、発達段階を考慮して実施しているものと認識しています。

#### 【委員長】

ありがとうございました。私の方からも2点。

9のスライドでいじめの発見のきっかけが、府中市の小学校は担任がほぼ30%なんですね。これは東京都なんかよりも約3倍多いということ、中学校は逆に、東京都よりも少ないという、この担任の発見っていうのはどんなふうに考えるかを教えていただきたい。

2点目は、いじめられた生徒の相談状況で誰にも相談していないがゼロなんですね。これをどんなふうに理解するか、どのように捉えているか教えていただきたい。

#### 【事務局】

まず、小学校の担任の発見が多いことにつきましては、教員の感覚により認知が進むというところもありますが、府中市は学校経営支援員等をかなり潤沢に配置している状況にあります。そういった支援員が日頃から子供たちの状況をみながら、ささいな変化等も学級担任と連携して、子供の見守り体制を強化していることも学級担任の発見に繋がっているのではないかと考えております。

アンケート調査については都より低い状況にはなっておりますけれども、アンケート調査を基に一人一人に聞き取りを行っておりますので、その中でお互いの勘違いであることもありますし、しっかりと確認しながら認知して進めているというところであるかなと思います。

もう一点の、誰も相談していない状況0%については、見守り体制の強化やアンケート調査の実施により、子供たちが躊躇なく教職員に相談し、教職員も日頃から子供たちにも声をかけて呼びかけていることが結果につながっていると考えている。

#### 【委員長】

特に小学校が担任に相談するのは、良いことだと思う。それがないと、いじめをなかなか未然防止できないと思っていて、一方で、中学校は逆転するところがあって、中学校は発達の特性があると思うんですね。

それから、誰にも相談できないという結果が都よりも少ないというのも、すごくいいことで、先生がちゃんと見るっていうこと、これが非常にしっかりできていて、これが誰にも相談してないっていう0という数字にも連動しているんじゃないかという気がするんです。

続いて、今のことを踏まえて今日の協議に入りたいと思っているのですが、2つ、協議の視点として挙げられていて、1つは重大事態の防止の取り組みです。もう1つが加害児童に対する指導援助。この2点に触れながらご意見を賜りたいと思っています。

【委員】

重大事態の防止ですが、今、重大事態化した調査をしなければいけない案件を複数抱えている自治体が多いところで、府中市は重大事態として調査が立ち上がっているものが今はないということで相違ないでしょうか。

【委員長】

今はないという理解です。

【委員】

そうなんですね。私も他の自治体ですけど、そういう重大事態調査などに少し関わらせていただくと、やはり何ととっても初期対応なんですよ。日頃の対応ももちろん、予防対応も大切ですけども、子どもたちの心配ごとがアンケート等で見えたときに、初期対応として、先生方が情報共有だけじゃなくて、役割を決めてどうやって動けるかっていうところですね。

情報は共有したけれども、なかなか動きのところに行かなかったというところも多いので、その辺りの日頃の学校の中でいじめ防止対策委員会等で、記録をどう残すかとか、どうやって役割分担決めて情報共有した後にやっていくかっていうところがすごく大事で、また、管理職の先生が孤立化しないように、チームで動けるというところがとても大事だと思っていますので、それでさっきの保護者との日頃の連携とかはどうですかっていうことも質問させていただいたんですけども、そこが一番大事だと思っています。

日頃の各学校の対策委員会の動きがもしわかれれば、少し教えていただきたいなと思ったのと、あとちょっと視点が違ってしまふかもしれないけど、先ほど各クラスで全部年間3回以上、何か授業をやっているとのことで、すごいなと思ったんですけど、これは担任がやっているのか、何かサポーターが各校回っているのかどうか、内容を含めて教えていただけたらなと思います

【事務局】

初期対応が重要というところで、平時からの備えですが、定期的にもそうですし、必要に応じて学校いじめ対策委員会を開きながら情報共有を図るとともに、それぞれの役割については、学校いじめ対策推進基本方針に基づいて設置しております。

また、先ほど説明したように年度初めの保護者会等でしっかりと保護者にも周知を図

り、協力の要請という形で必要に応じて連携して協力できるような体制作りに努めています。

続いて、いじめの授業につきましては、年間3回以上で、主には学級担任が道徳や学活等、様々な教科等横断的な中で授業を行っております。担任が行う場合もありますし、二小のようにいじめサポーターが学年に授業するパターンもありますし、中学校においては学年全員集めて一緒に考えて話し合うってというような授業も今年度実施しております。学校が必要に応じて様々な体制を変えながら多くの先生が関わりながら指導しているという状況があります。

また、日頃の学校いじめ対策委員会の動きについて、一部の学校では、時間割の中に1週間で必ず1回学校いじめ対策委員会の時間を取るようにしている学校もあります。定期的を開催することを、もちろん臨時開催ということも必要だと思うんですけども、定期的を開催をして日頃からいじめの認知に向けた対策、それから認知等とその方向性の検討をしていると聞いています。

#### 【委員】

週の帯で入れているのは、なかなかできる学校が少なく、定期開催できるのはすごくいいと思う。いじめ防止の授業は、各担任に内容が任されているのか、市でも教材提供等されているのか。

#### 【事務局】

道徳の教科書には、必ずどの学年にもいじめに関わる思いやりであったりとか親切心であったりとか相互理解の内容項目で設定されております。そういった教材を使って授業することもありますし、いじめ総合対策の中にも指導事例として提供されているものもありますし、人権プログラムの中にも指導事例が含まれております。各学校で年間計画を作成しながら、計画的に実施するようにしています。また、東京都からも様々な資料が提供されることがあり、そういったものも市教委で周知をはかりながら、学校の計画的指導の中に位置づけて行うよう推奨しています。

なお、計画というふうにお話させていただきましたが、年度末から年度当初にかけて教育課程の編成を行いますけれども、その中でいじめの授業を年3回どのように実施するかというのを、学校いじめ対策委員会の中で方針とともに検討をして計画的に実施していくということを教育委員会としては指導している状況です。

#### 【委員長】

学校のいじめ対策委員会はどうなっているか、これは予防に大きく関わると思う。ですから、週1回必ずやっていくっていうのは、議題がなくても委員会を開催する、それだけ

でもいいので、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

それから、校長先生は蓋をしないということ、これはすごく大事なことで、学校は校長先生が最高責任者ですので、その校長先生が蓋をしてしまうとどうしてもその先が行き詰まっちゃうわけですね。

府中市の校長先生方、ぜひオープンな形でやっていただければすごくありがたいなと思って、今この指摘を、ぜひ教育委員会でも学校に伝えていただけるとありがたいということです。

それから3回の授業ってというのは、都の総合対策でも示されていて、それが各学校に周知されているということがすごくいいことだと思います。ただ、型通りではなくって担任の先生が、ただ年3回やればいいじゃなくて、考えて実施していただきたい。

### 【委員】

重大事態というときに、シミュレーションがないと大混乱が起こる。シミュレーションがしっかりできるのか、発見したときにどこにどうするのかとか、それが全校に見えるようになっているのかどうかというのは、すごく大事なことだと思っている。

もう1つは、医療とか保健関係ですと事例検討を必ずやっている。具体的に、自分が持っている患者さんをどうしていくとか病院ではごく普通にやっている。ただ、児童福祉の中にそれがなくて、教育の方ではどうなのかということもあるんですが、例えば重大事例でも以前あったことでもいいですし、現在ちょっと自分が抱えている困ったことでもいいので、事例検討ということの中からの気づきっていうものがあってもいいのか。少し参考に研修の中で考えていただけるといいのかなと思いました。

それともう1つは加害者支援のお話が出て、すごくいいなと思った。どうしてもこれが悪いからこういう状態になった、になってしまうんですが、実はもう1つ最近、虐待のところで出ているのはトラウマインフォームドケア、要するに関わる人が全部そのトラウマという大きいものでなくても、人間関係、不適切な養育で非常に心に傷、何となくいろんな不安定になったときに、どうしてそれが起こったのか、加害のお子さんにもいろんな事情があるその背景には家庭の状況もあるかもしれないなど、そういう行為の背景にあるもの、そういうものもご理解いただく、行為を止めさせるだけではない、先ほど言いました再発の問題にも繋がると思いますし、簡単ではないと思うんですけど、そういう視点が入ってくるとどうかなと思いました。

### 【事務局】

事例の検討はあった方がいいというのは確かにその通りだと思っております。特にいじめの研修につきましては、様々に応じているところなんですけれども、やはりそれが形骸化しないように研修のあり方を検討して、実際に事例に即したことについて、アウトプッ

トし合うことによって、理解が深まると思います。

前回のいじめ問題対策委員会の中でも、事例検討の重要性のご意見をいただいております、今年度も、若手育成研修の中で具体的な様々ないじめ認知に関わる事例等も含めて、実践的な研修にシフトチェンジしながら行っております。

また、学校の校内研修の中でも管理職から、いじめの認知度や対応について具体的に研修を実施してほしいという要請を受けて同じような事例検討を学校に研修で行っております。

いじめ重大事態のシミュレーションについては、都から示されているチェックリストや対応フロー等も学校に示しながら各学校で確認、研修等に活用して、シミュレーションしながら平時から備えていくことの重要性を徹底しています。

#### 【委員】

事例検討のやり方として、よい点やできた点も含めて事例提供者を支援するっていうことを第一にしてやっていくと、非常に広がっていくんじゃないかと思います。

#### 【委員】

府中市では、重大事態は長い間発生していないというのがあり、取り組みの充実の話をお聞きしており、週1回の会議とか、事例研究に取り組んでいる話をお聞きすると、かなり充実しているという印象は持っている。対策や意見、そういったものを踏まえて、その数年かけて減っているという状況が見えますので、拡充は大事ですが、今の状況を維持して頑張してほしいと思います。

それから加害児童について、家庭環境は大きいかなと思っています。特に対応される先生方にとっても、対応が非常に大変だというのはよくわかる場所ですので、その辺りの加害児童、家庭も含めた、先生ももちろん入れたケアで、円滑に進めていくような方策、それが必要なのかなというふうに感じています。

#### 【委員長】

重大事態に関して、ガイドラインによると、一番は第三者委員会を立ち上げること。全くの第三者ですので弁護士を中心にそれから心理、福祉の方、そういう専門家を交えて立ち上げることになる。

第三者委員会を開くと、ケースによっては、2年ぐらいかかるケースがほとんどです。その間、予算もかかるということもあるんですけど、第三者委員会を開くと、学校あるいは教育委員会から外の領域になってくるわけで、なかなか立ち入れなくなり、それと同時に、学校が大変な状況になってくる。重大事態になると学校の教育活動は正常に行われなくなり、これは非常に辛いことで、校長先生も非常に心を痛めるようです。

そういった意味で、第三者委員会で専門的にやるという立場を取り入れて、もう学校から取り上げて完全に独立な形になるわけですね。

そこは対応をどうするかっていうのは、これからやっぱり行政的にも問われてくる問題なのかなというふうに思っています。

#### 【委員】

私自身は第三者委員会に入ったことがないので、内部を見ていないので経験としては言えないんですけども、基本的にはその流れでいいのではないかとと思っています。

関係のない外部の人が、ヒアリング、あるいは資料の抽出も含めてやっていただくというのは、一番客観的に正しい結論である気はしますが、予算が必要になると思う。それがあって、弁護士会もその案件にあった専門的な弁護士を選任できるという体制が構築できると思います。基本的には第三者委員会にお任せするというのが、ありうるべき姿なのかなというふうに思っています。

#### 【委員長】

第三者委員会を設置して、1年半なりを丁寧にやると、問題解決がすっきりしていて、法の趣旨に合った形で、弁護士、心理士、福祉の方が専門的な立場から非常にしっかりした報告書も作りますし、その被害加害の方に適切なアドバイスをしているんですね。課題解決ちゃんとしていとお聞きしていますので、もし府中市であった場合に、そういう措置っていうのはすごく大事なかなと思って申し上げたところです。

それから加害の生徒については、やはりそのトラウマの問題とか、それこそ心理の先生たちが、週1回学校に行っているわけで、その時間では難しいかもしれませんが、特に小学校高学年あるいは中学2年生あたりには授業の中に道徳とか、学活の中でいじめの授業をするときに、スクールカウンセラーの先生を同席させてもらいたいと思います。1回か2回でもいいので、やっぱり心理的な専門の話をしてもらいたい。いじめられたときの苦痛について、心理の先生がきちっと話すと、生徒の理解も違うようです。ぜひそういう拡充をしていただけるとありがたいなと思ってお聞きしたところです。

#### 【委員】

支援員の方もいっぱい入って、大人と子供の関係の密度が濃いということはすごく大事なことだと思っています。児童福祉の方でも、例えば児童相談所の一時保護所、いろいろこれから改革していくという中で、子供との関係をどうしていくかとか、区児相で密度濃く人員配置して落ち着いている一時保護所なんかもあって、大人と子供の関係や密度が濃くなると、いじめとか非行とか虐待とかも発見もできるし対応もできてくるってことになるのかなと思っていて、子供に安心安全の場を大人がどう提供していくかという、人的



な配置もすごく大事なんじゃないかなと思っております。

#### 【委員長】

それでは、協議について終わりにしたいと思います。事務局から話がありましたらよろしく願いいたします。

#### 【事務局】

令和5年度に組織された本委員会は、2年間で都合4回開催いたしました。皆様多大なご協力をいただき、ありがとうございました。

最後に教育長からお礼のご挨拶を申し上げます。

#### 【教育長】

本当に2年間ありがとうございました。

本日はお忙しい中、活発なご協議をいただきまして誠にありがとうございました。

本委員会は令和5年4月に施行いたしました府中市いじめ対策推進条例に基づきまして、令和5年度から2年間にわたり、合計で4回開催をさせていただきました。

各回とも事務局から教育委員会や学校の取り組みについてご報告させていただきまして、様々な取り組みについて具体的にご助言を頂戴しながら、府中市立の小・中学校の組織、取り組みの充実に生かしてまいりました。本当に貴重なご意見をいただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

昨年度からスタートした本委員会でございますが、この2年間の中で、国では国立大学の附属学校におきまして、法に規定するいじめの重大事態が発生した際に、いじめ防止対策推進法等に基づく対応が徹底されていないというようなご指摘、そういったものが発生するなどしたことから、令和5年7月ですが、文科省からいじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態の適切な対応の徹底についてという通知が出された次第でございます。

また令和6年8月には、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改訂されるなど、法に基づいた対応の徹底が図られてきたところでございます。

本市におきましては、いじめの未然防止、また重大事態が起こらないよう、いじめの対応に当たっては、いじめを積極的に認知するとともに、1人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に早期発見早期対応に努め、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことを第一に取り組みの充実に図ってきているところでございます。

万が一あってはならないことですが、重大事態が発生した場合には、ガイドラインに基づいた適切な対応が行われるよう、学校に対して対応の周知徹底を繰り返し行っているところでございます。

引き続きとなりますが、教職員一人一人が、法に定めるいじめの定義をきちっと理解を

して、いじめを軽視することなく、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、組織的に対応すること、そしていじめの重大事態における基本方針、国のガイドラインに基づいた対応など、今日もこのことはご指摘を頂戴いたしましたけれども、これまで委員の皆様からのご意見も踏まえながら、いじめ問題の基本的な対応の徹底を図ってまいりたいと思っております。

社会総がかりでいじめ問題については対応するというんですが、それはもう当然大切なことだと思っています。府中の学校においては、教員も、そして保護者も地域の方々もそして教育委員会も、社会総がかりでいじめの未然防止、早期対応、徹底的な対応、全件対応そういったものについて徹底を図ってまいりたいと思っております。

最後になりますが、委員の皆様には、いじめの未然防止の取り組みについて、それぞれの立場から忌憚のない貴重なご意見をいただいて参りました。

いただいたご意見を毎回活かしているつもりですが、今回いただいたご意見も本当に貴重なご意見が多かったと思っておりますので、リーフレットにまとめて、そして学校の研修等で生かしていきたいと思っております。更なる府中市のいじめ問題への対応の充実に生かしてまいりたいと思います。

本当に2年間ありがとうございました。

そしてこれからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 【事務局】

それではこれで令和6年度第2回府中市教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。

皆様ありがとうございました。